世田谷区ウクライナ避難民住環境整備支援一時金支給要件確認書兼誓約書

世田谷区長宛

世田谷区ウクライナ避難民住環境整備支援一時金を申請するにあたり、次の内容を全て確認のうえ、誓約します。

１　世田谷区ウクライナ避難民住環境整備支援一時金支給要綱第２条に規定する支給要件に該当していることを確認し、該当していない場合は支援金を受給できない旨を了解しています。

２　支援金の支給額は、１世帯につき、１回を限度に１００，０００円である旨を了解しています。

３　支援金の支給後に、支給要件に該当しないことが判明した場合等は、支給決定が取り消され、

返還を求められることを了解しています。

４　申請者、身元保証人、その世帯構成員および避難民は、暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成２４年１２月世田谷区条例第５５号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがある者には該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。

５　上記の１～４の内容のほか、世田谷区ウクライナ避難民住環境整備支援一時金支給要綱の内容を理解し、同意した上で申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 世帯主 | フリガナ |  | 誓約日 | 　　　年　　月　　日 |
| 氏名 |  | 連絡可能な電話番号 |  |
| 住所 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 身元保証人※ | フリガナ |  | 誓約日 | 　　　年　　月　　日 |
| 氏名 |  | 連絡可能な電話番号 |  |
| 住所 |  |

（※）世帯主と同一の場合は「同上」と記載してください。